

戦没者等の「遺族の皆様へ」

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求期限は、平成20年3月31日です。

この期限が過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。手続きがまだお済みでない方は、早急に保健福祉課福祉係までご連絡ください。

■受給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者の子
- 3 ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係有していなかった方は除きます）
- 3 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4 前記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に

限ります）

5 前記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります）

※ 平成17年4月1日現在で前記1～5に該当する方が請求手続きをしないまま同日以降に亡くなられた場合は、その相続人の方が請求することができます。

■給付内容
額面40万円、10年償還の記名国債

◎問い合わせ先
保健福祉課福祉係

内線287

通学バス定期運賃補助について

通学のためにバスの定期券を購入する町内の小学校・中学校・高校の通学生は定期運賃の補助が受けられます。

対象となる学生の方は「定期運賃補助対象者証」の交付を受けてからバスの定期券を購入してください。

平成19年度の補助対象者証は、平成20年度は使用できま

せんので、交付申請をする際にお持ちください。

■交付申請開始日

4月1日（火）から

■交付申請に必要なもの

在学証明書または通学証明書

■その他

申請の際は、各学校が発行する在学証明書または通学証明書を必ず持参してください。なお、各学校の新入生の在学証明書等の発行は入学式以降となり、申請ができるのは入学式以降となりますのでご注意ください。

◎交付申請場所及び問い合わせ先

○沿岸バス関係
総務課企画室企画振興係

内線207・208

○鬼鹿支所

TEL 57-1111

○てんてつバス関係

教育委員会学校教育係

内線254

家族介護教室「高齢者の自立を促すケア」

■日時

3月22日（土）

午後1時30分～3時

■場所

健康福祉センター

■内容

高齢者が自立した生活を送れるよう、介護者の関わりについて学ぶ

■講師

北海道在宅ケア事業団 部長 岡田しげひこ氏

■参加対象者

介護者及び介護に興味のある方（定員20名）

■参加費

無料

◎申込・問い合わせ先

保健福祉課

地域包括支援センター

内線274・275



『普通救命講習会』随時受付中！

留萌消防組合消防署小平・鬼鹿支署では、普通救命講習会の受講を希望される方を随時募集しております。

受講を希望される方は、下記までご連絡ください。多数の受講をお待ちしております。

◎詳細・問い合わせ先

留萌消防組合消防署小平支署 ☎56-2221

留萌消防組合消防署鬼鹿支署 ☎57-1253